

令和4年12月15日

入札に関する質問に対する回答

件名	レセプト事務専門業務に関する質疑
質問事項	
<p>1 月次スケジュールをご教示ください。</p> <p>2 現行それぞれの業務を何人位で作業をしているのかご教示ください。</p> <p>3 令和4年度落札業者と落札金額をご教示ください。</p>	
回答	
<p>1 別紙1のとおり。</p> <p>2 現在は仕様書第3-1の業務を1人、第3-2の業務を1人の計2人で作業している。</p> <p>3 令和4年度以前は本入札の仕様に定める業務内容について、委託契約を行っていない。</p>	

別紙1 レセプト事務専門業務の月次スケジュール

※番号・記号は仕様書の業務番号・記号に対応しています。

令和4年11月(参考)			
	1 レセプト点検及び指導専門業務担当業務	2 レセプト関連一般業務	
1 火	(6)疑義のある柔整レセプトの返戻・照会(※翌月5日頃までに) (7)疑義のある柔整レセプトの再審査委員会への再審査依頼(※翌月5日頃までに)	(1)-1 被保険者マスターデータ(CD)受領 (1)-11 紙レセプト廃棄承認	(4)診療報酬の返還確認: 随時
2 水		(1)-2-ア 再審査結果データ(CD)受領 (3)-イ 国保連から受領した直近診療月の医療機関取下げ依頼(※第2金曜日の前日までに)	
3 木			
4 金		(1)-2-イ 過誤結果データ(CD)、広域連携レセプトデータ(CD)受領 (1)-2-ウ アとイを電算室へ渡す	
5 土			
6 日			
7 月	(1)医療機関等からの照会対応・指導:随時	(1)-3 国保連管理課調整係からの診療報酬等の請求帳票・データ(CD)受領 (1)-4 診療報酬等支払いに係る起案資料作成及び審査支払手数料の処理 (1)-10 負担割合相違レセプト調整用データ受領 (2)-1 国保連委託業務給付業務実績の入力 (3)-ウ 国保連から受領したオンライン分医療機関取下げ依頼(※第2金曜日の前日までに) (3)-エ レセプト点検及び指導専門業務担当から受領した広域対応レセプトの返戻(※第2金曜日の前日までに)	
8 火	(2)広域連合職員に対する指導・助言:随時		(9)有床義歯の再作製処理:随時
9 水			
10 木		(1)-5 被保険者マスターエラーリスト(CD)受領 (5)-1 介護保険及び障害者施設入所者リスト作成 (5)-3 過誤依頼書提出 (5)-2 医療機関申出再審査依頼書提出 (10)-2-オ 柔整点検委託業者からの返信リスト調整	
11 金			
12 土			
13 日			
14 月		(1)-6 過誤再審査結果取込テスト(CD)受領 (2)-2 例月作業 (6)-1 過誤依頼書と再審査申出の重複の処理 (8)調整復活申出依頼 (12)傷病コード範囲外エラー対応	(13)医療機関の新設廃止等情報入力:随時
15 火		(5)-4 保医再突リストの作成 (10)-2-ア~エ 柔整点検委託業者への付箋作成依頼(※20日頃までに)	
16 水		(2)-3 月報作成作業(※月末までに) (6)-3 レセプト資格点検の処理 (6)-4 「保留」レセプト入力作業	
17 木	(3)資格過誤レセプトの返戻(※翌月5日頃までに) (4)公費対象者等のレセプト調整(※翌月5日頃までに)	(5)-5 給付確認結果表(縦覧・横覧チェック)の処理 (6)-2 過誤依頼書と保医再突リストの処理 (10)-1-イ 柔道整復術療養費の返戻・再審査のシステム入力(※この日まで) (10)-2-カ~ク 柔整レセプトの返戻情報システム入力	
18 金			
19 土			
20 日			
21 月		(1)-7 過誤補正本番データ(CD)受領 (1)-8-ア~オ プレチェック(CD)受領、データ取込、資料作成 (10)-1-ア 柔道整復術療養費の過誤・再審査付箋作成(※この日まで)	
22 火		(1)-8-カ~キ データを関係部署へ提出 (1)-9 過誤・修正ファイル(CD)受領 (3)-ア 医療機関等から提出された直近診療月以外の取下げ依頼(※第2金曜日の前日までに) (10)-1-ウ 柔道整復術療養費の過誤・再審査付箋提出(※この日まで) (15)翌月作業スケジュールの作成	
23 水			
24 木		(6)-5 不当利得者リスト作成(※月末までに)	
25 金			
26 土		(14)レセプトに関する各種調査・照会に対する資料作成:随時	(7)国保連レセプト点検室(資格点検員)からの質問に対する対応:随時(主に月末)
27 日			
28 月			
29 火			
30 水	(5)有床義歯の疑義レセプトの確認・返戻(※翌月5日頃までに) (8)柔道整復術療養費の疑義対象者の医科レセプトの横覧点検(※翌月5日頃までに)	(11)柔道整復術療養費の疑義照会作業	